

## キャンプサイト設置・自主事業等に係る使用料等の考え方

キャンプサイト設置、食事提供業務、物品・飲食物等販売等業務および自主事業実施に伴う本公園の使用料等の考え方は以下の通りとする。

### 1 キャンプサイト

- ・要求水準書において県が設置を求める範囲でのキャンプサイトおよび付帯設備の設置については、使用料の負担は不要とする。
- ・上記の範囲外の設備の設置や敷地の占有については、地方自治法第238条の4第7項の規定により許可を受けなければならない。また、行政財産使用料条例に基づく使用料が必要となる。使用料の算定にあつては以下2に記載の計算式を参考とすること。

### 2 食事提供業務

- ・スポーツ会館のレストランにおける設備の設置や施設の占有に当たっては、地方自治法第238条の4第7項の規定により許可を受けなければならない。また、行政財産使用料条例に基づく使用料が必要となる。
- ・使用料の算定にあつては以下の計算式を用いること。
- ・電気、水道またはガスを使用した場合は、その使用した量に応じた金額を使用料に加算して負担する必要がある。

(使用料の計算式)

(屋内の場合)

目的外使用料(年額) :  $a+b$

a 建物の価格×使用料率(0.055)×使用面積÷床面積×1.15

b 建築面積×土地の価格×使用料率(0.033)×使用面積÷床面積

(屋外の場合)

土地の価格×使用面積×使用料率(0.09)

※「土地の価格」とは使用許可の前年の固定資産評価額をいう。

※使用料率の値は使用用途により異なる場合がある。また、現行の値であり、今後改正される場合がある。

### 3 物品・飲食物等販売等業務および自主事業

- ・設備の設置や施設の占有に当たっては、地方自治法第238条の4第7項の規定により許可を受けなければならない。また、行政財産使用料条例に基づく使用料が必要となる。

- ・ 使用料の算定にあつては以下の計算式を用いること。
- ・ 電気、水道またはガスを使用した場合は、その使用した量に応じた金額を使用料に加算して負担する必要がある。

(使用料の計算式)

■ 自動販売機以外

(屋内の場合)

目的外使用料 (年額) :  $a+b$

a 建物の価格 × 使用料率 (0.055) × 使用面積 ÷ 床面積 × 1.15

b 建築面積 × 土地の価格 × 使用料率 (0.033) × 使用面積 ÷ 床面積

(屋外の場合)

土地の価格 × 使用面積 × 使用料率 (0.09)

※「土地の価格」とは使用許可の前年の固定資産評価額をいう。

※使用料率の値は使用用途により異なる場合がある。また、現行の値であり、今後改正される場合がある。

■ 自動販売機設置

(屋内の場合)

目的外使用料 (年額) :  $a+b$

a 使用面積 × 定額 (28,200円)

b 建築面積 × 土地の価格 × 使用料率 (0.099) × 使用面積 ÷ 床面積

(屋外の場合)

土地の価格 × 使用面積 × 使用料率 (0.09)

※「土地の価格」とは使用許可の前年の固定資産評価額をいう。

※使用料以外に使用料の3倍程度を目安とする納付金が別途必要となる。

※定額の値や使用料率の値は現行のものであり、今後改正される場合がある。